

4 推進体制と進行管理

4 推進体制と進行管理 ～より実効性あるものにするために～

鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)及び鎌倉市環境教育行動計画(以下「計画」という)をより実効性のあるものにするために、市民、事業者、滞在者、行政による推進体制を充実させ、市民や事業者等が自発的に計画を推進できる体制を整備するとともに、毎年度の実施状況を評価し、施策の推進に反映できるような進行管理をめざします。

1 推進体制

計画を推進するには行政、事業者、市民、滞在者が協働して取り組む必要があります。

鎌倉市環境基本条例では、環境保全についての施策を推進するため、市の全庁的な体制と、市と市民団体や事業者等との協働体制を整備することとしています。

そこで次のような体制により、計画の推進を図っていきます。

(行政の役割)

行政は、鎌倉市環境基本条例の基本理念にもとづいて、地球環境保全について、総合的な施策を策定し計画的に実施します。

また、行政は、環境負荷の低減やさまざまな環境保全に率先して取り組みます

(事業者の役割)

事業者は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、活動に伴う環境負荷をできるかぎり小さくするため、必要な措置を講じます。

また、事業者自ら、積極的に環境保全活動に取り組むとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

(市民の役割)

市民は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、日常生活に伴う環境負荷を減らすように努めます。

また、市民自ら、積極的に環境保全活動に努めるとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

(滞在者の役割)

観光客等の滞在者は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、環境保全活動を実践するとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

地球環境の保全は、人類共通の課題であり、健康で安全かつ快適な、環境負荷の少ない社会が持続的に発展するよう、全ての者が積極的に取り組む必要があります。

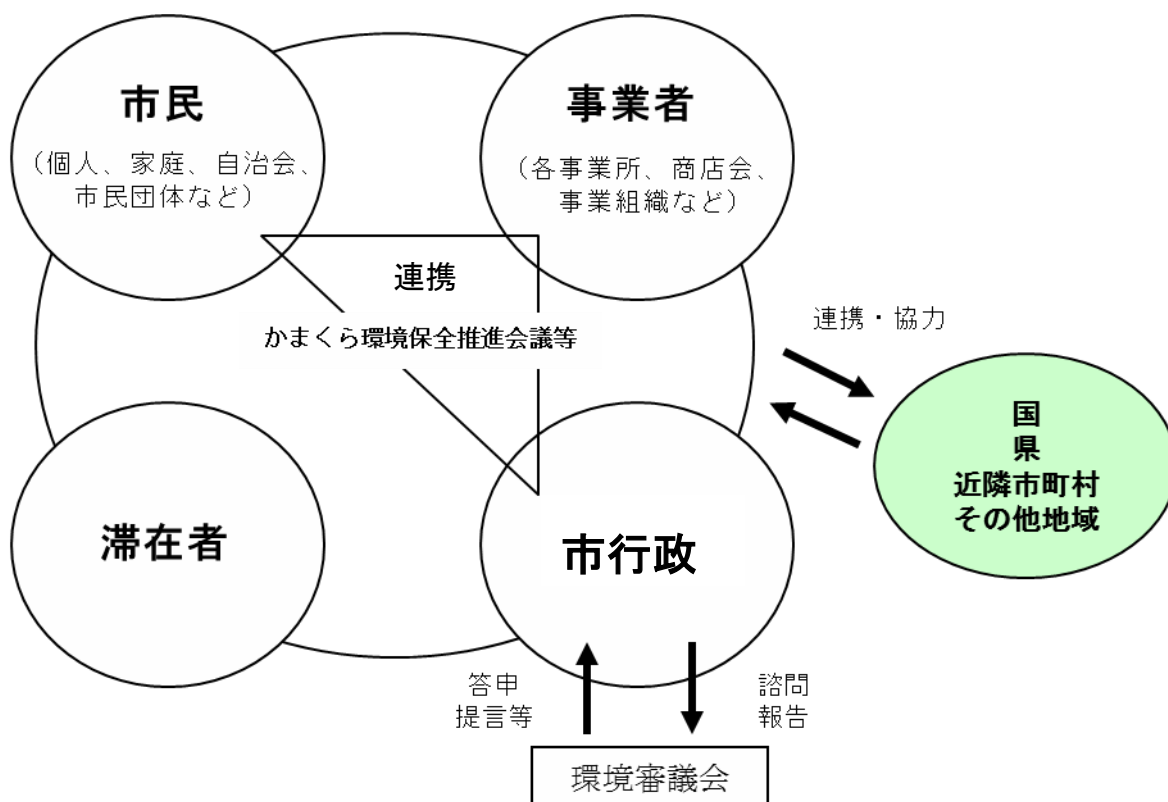
上記の役割のように、行政、事業者、市民、滞在者の各主体は、自らの責任において地球環境の保全に努めるとともに、4者が互いに協力し、市の施策を推進します。

そこで、市は行政、事業者、市民相互の連携を図る方策のひとつとして、「かまくら環境保全推進会議」を設置しています。また、行政もひとつの主体として環境保全に積極的に取り組むため、行政内部に「鎌倉市環境施策推進協議会」を設置しています。

国、県、近隣市町村等とも連携・協力し、広域的な事業の推進や環境保全に向けた情報交換等を積極的に行います。

◎鎌倉市環境施策推進協議会…鎌倉市環境基本条例第18条第1項に基づいた、環境の保全に関し、市の機関相互の緊密な連携と施策の調整を図るための組織です。副市長を長とし、教育長、部長等で構成され、鎌倉市役所エコアクション21などの環境保全施策を実施しています。

◎かまくら環境保全推進会議…鎌倉市環境基本条例第10条及び第18条第2項に基づいた、市民、事業者等が協働して環境保全行動の普及、啓発等を行うための会議です。市民、事業者、環境保全団体等から推薦された委員で構成されており、環境保全等について、市へ提言したり、委員同士意見交換や情報交換をしたり、また一部の委員は環境教育の講師として啓発活動に努めています。
委員の構成としては市民5名、環境保全団体の代表2名、事業者2名の計9名(平成4年1月25日現在)で構成されています。



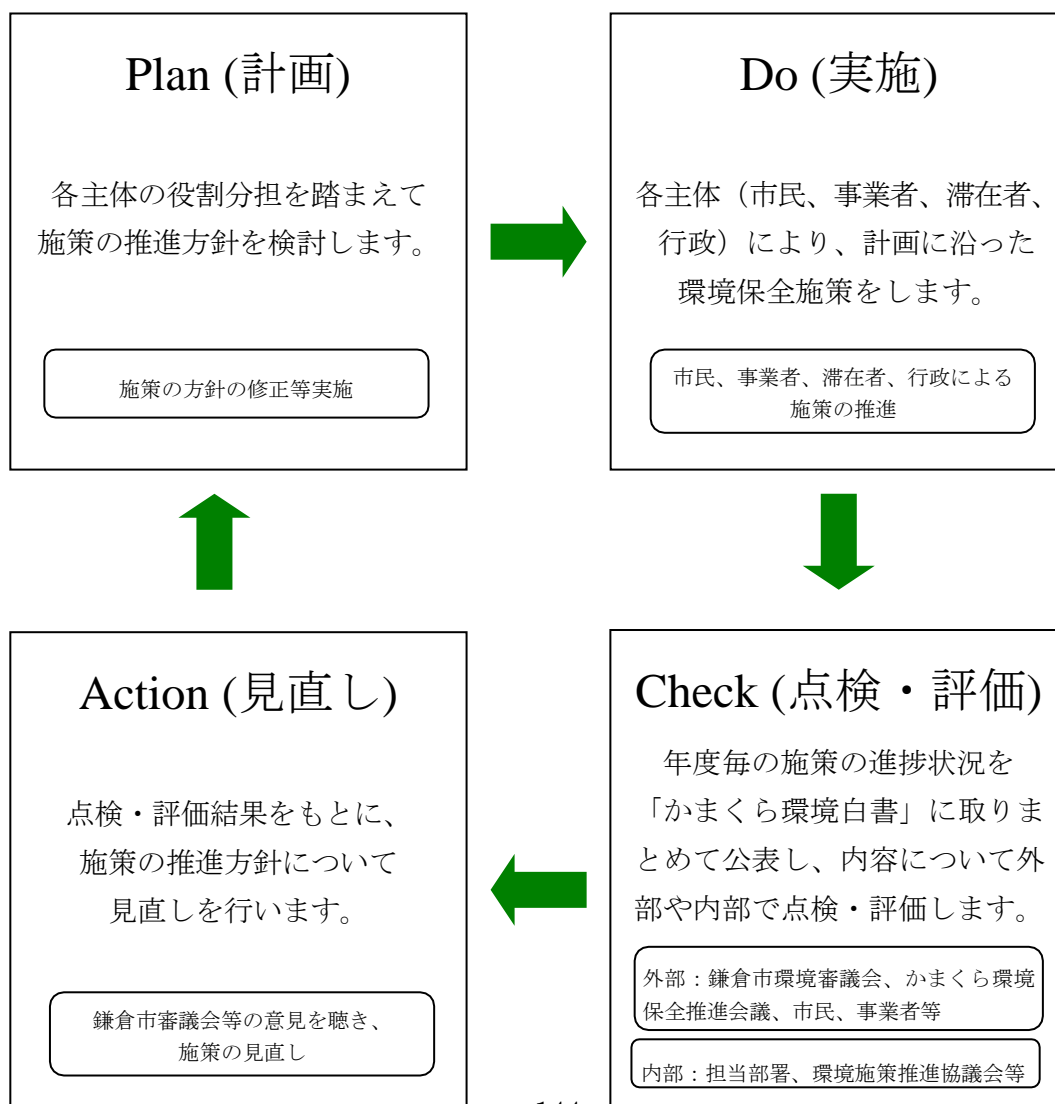
2 進行管理

鎌倉市環境基本計画の16の具体的な目標を達成するための指標等に対する施策と鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)及び鎌倉市環境教育行動計画の施策の年度毎の進捗状況を把握し、「かまくら環境白書」で公表します。

「かまくら環境白書」は鎌倉市環境審議会等において点検・評価を受けるとともに、目標実現に向けて効率的な施策の推進を図るため、各施策の進捗状況等により、各施策に対するPlan(計画)・Do(実施)・Check(点検・評価)・Action(見直し)を行います。

鎌倉市環境基本計画及び鎌倉市環境教育行動計画の計画期間は平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)の対象期間は平成28年度(2016年度)から令和12年度(2030年度)までの15年間としていますが、社会状況の変化等に適切に対応するため、市民や鎌倉市環境審議会等の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

施策の推進のためのPDCAサイクル



資料編

- 1 鎌倉市環境基本条例
 - 2 鎌倉市気候非常事態宣言
 - 3 かまくらプラごみゼロ宣言
 - 4 鎌倉市環境基本計画改訂経過
 - 5 鎌倉市環境審議会委員名簿
 - 6 鎌倉市役所エコアクション21実施要綱
 - 7 用語解説
-

資料 1

鎌倉市環境基本条例

平成6年12月27日
条例第10号
改正 平成13年3月26日条例第25

鎌倉市環境基本条例をここに公布する。

鎌倉市環境基本条例

鎌倉市環境保全基本条例(昭和47年3月条例第26号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、世界的文化遺産に恵まれた本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全についての施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を、市民参画の下に、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市の施策)

第8条 市は、環境の保全に関し、次に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 歴史的風土その他の歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保すること。

(3) 地域性豊かな都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映する

ための必要な措置を講ずるとともに、鎌倉市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第10条 市は、環境基本計画に基づき、事業者及び市民と協働して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(規制、助成等の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第12条 市は、関係機関と協力して、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の環境の保全についての教育及び学習の振興並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全についての必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究等)

第15条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等その他関係機関と協力して、環境の保全についての調査研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、環境の保全についての施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第17条 市長の附属機関として、鎌倉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進体制)

第18条 市長は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月26日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者(市職員を除く。)の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。

鎌倉市気候非常事態宣言

令和 2 年（2020年） 2 月 7 日

今、地球はかつてないほどの危機に瀕しています。
世界各地で、猛暑、干ばつ、集中豪雨や超大型台風等の異常気象による甚大な被害が発生し、
私たち人類の生命を脅かしています。

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の報告書によると、気候システムの温暖化は疑
う余地がないこと、自然的要因だけでなく人間による影響が近年の温暖化の支配的な要因であ
った可能性が極めて高いこと、気候変動はすべての大陸と海洋にわたり、自然及び人間社会に
影響を与えていること、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムの全て
の要素に長期にわたる変化をもたらし、それにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわ
たる影響を生じる可能性が高まるとされています。

この危機に対処するため、世界では「脱炭素」社会を目指した動きが加速しています。

この地球に生きるものは、誰も気候変動の影響から逃れることはできません。しかし、未来
の地球のためにできることがあります。

地球の危機、人類の危機を救うことができるのは、私たち一人ひとりの行動です。

本市は、SDG s 未来都市として、地球温暖化による気候変動の対策に注力して持続可能な
社会を実現するため、ここに気候非常事態であることを宣言します。

- 1 気候危機の現状について市民や事業者と情報を共有し、協働して全力で気候変動対策に取り
組みます。
- 2 2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指します。
- 3 市民の命を守るため、気候変動の適応策として風水害対策等を強化します。

みらいの地球のために脱炭素を目指す「緩和策」と今ある危機に対応する「適応策」を進め
ます。

かまくらプラごみゼロ宣言

平成30年（2018年）10月1日

鎌倉市は、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進して「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しております。

平成30年9月4日に「かながわプラごみゼロ宣言」がなされましたが、鎌倉市においても「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、神奈川県と連携、協調を図りながらこれまで実施してきたレジ袋の利用廃止・回収などを一層推進するとともにプラスチック製ストローの利用廃止を求めていくことにより、ゼロ・ウェイストの実現さらにはSDGsの目標を達成できるよう取り組みを進めてまいります。

1 これまでの取り組みの強化

(1) 市民や事業者等に対する取り組み

① ライフスタイルの見直しに向けた啓発

マイバック、マイボトル、マイ箸を使用し使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を引き続き実施し更に徹底します。

・自治・町内会説明（29年度56回）、鎌倉ごみ減量通信等においてマイバッグ、マイボトル等の啓発

② 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減

工場における容器包装の減容化、販売工程におけるレジ袋の削減等の啓発を引き続き実施し更に徹底します。

・分別徹底等事業者訪問の際にレジ袋等の削減について要請
（29年度 個別訪問561社）

③ 3Rに貢献している事業者等の地域での取り組みPR

・ごみの減量資源化に取り組む（マイバックの推進やレジ袋有料化など）の市内事業者を「エコショップ」として認定し公表しています。

④ リユース（再使用）の推進

・お祭りやイベント時のリユース食器の補助制度を更に推進します。

⑤ 滞在者に対する協力の呼びかけ

・観光旅行者等に対するマイバックの使用やごみの持ち帰りなどチラシ等による情報発信を行ってまいります。

(2) 鎌倉市役所の取り組み

① 職員のマイバック、マイボトルの使用を徹底します。

② ペットボトル飲料の会議等での使用制限を徹底します。

2 今後の取り組み

新たな取り組みとしてプラスチック製ストローの利用廃止や市役所の自販機でのペットボトル飲料の販売を極力廃止するなど、神奈川県と歩調を合わせながら新たな取り組みを検討し実施してまいります。

資料4

鎌倉市環境基本計画改訂経過

年	月	日	項目	内容等
平成6	12	28	鎌倉市環境基本条例施行	
平成8	2	28	第1期鎌倉市環境基本計画策定	
平成16	4	16	平成16年度第1回環境審議会開催	環境基本計画の改訂について（諮問） 委員委嘱、作業部会の設置
	5	31	平成16年度第1回環境審議会作業部会の開催	第1期環境基本計画の基本的な構成及び内容などについて
	8	9	平成16年度第2回環境審議会作業部会の開催	第1期環境基本計画の評価と課題抽出（前半）
	10	1	平成16年度第3回環境審議会作業部会の開催	第1期環境基本計画の評価と課題抽出（後半）
	10	26	平成16年度第2回環境審議会の開催	作業部会における検討経過について
	11	19	平成16年度第4回環境審議会作業部会の開催	環境基本計画における環境教育などについて
	12	14	平成16年度第5回環境審議会作業部会の開催	環境保全団体に環境教育に関する活動のヒアリング（10団体参加）
平成17	2	1	平成16年度第6回環境審議会作業部会の開催	策定から今日までの目標達成状況などについて
	3	22	平成16年度第3回環境審議会の開催	温室効果ガス排出量算定結果、骨子の意見公募などについて
	4	14	平成17年度第1回環境審議会作業部会の開催	温室効果ガス排出量算定結果、骨子の意見公募、各主体の役割などについて
	4	15	環境基本計画の改訂（骨子）についての市民意見募集	～5月15日まで
	7	28	平成17年度第2回環境審議会作業部会の開催	各主体の役割、環境教育の推進、推進体制・進行管理、温室効果ガス排出量の削減目標などについて
	8	26	平成17年度第1回環境審議会の開催	作業部会における検討経過について
	10	11	平成17年度第3回環境審議会作業部会の開催	・各主体の役割、環境教育の推進、推進体制 ・進行管理、計画全体の構成などについて
	11	21	平成17年度第2回環境審議会の開催	作業部会における検討経過について
	12	27	平成17年度第3回環境審議会の開催	第2期環境基本計画の答申案について
平成18	1	31	第2期環境基本計画答申	
	3	1	第2期鎌倉市環境基本計画策定	
平成22	5	28	平成22年度第1回環境審議会の開催	第2期環境基本計画の見直しについて 検討部会の設置
	7	1	平成22年度第1回環境審議会検討部会の開催	第2期環境基本計画の見直し（各目標における指標、施策等）について
	7	28	平成22年度第2回環境審議会検討部会の開催	現段階における第2期環境基本計画の確認（検討部会意見反映等）
	8	27	平成22年度第2回環境審議会の開催	第2期環境基本計画の見直し検討事項について 検討部会における検討経過について
	10	8	平成22年度第3回環境審議会検討部会の開催	第2期環境基本計画の見直し（課題と現状、施策他）について
	11	26	平成22年度第3回環境審議会検討部会の開催	第2期環境基本計画の見直し（素案）について
	12	17	平成22年度第4回環境審議会の開催	第2期環境基本計画の見直し素案について
平成23	1	4	第2期鎌倉市環境基本計画（見直し素案）についての市民意見募集	～2月3日まで
	2	8	平成22年度第2回かまくら環境保全推進会議の開催	第2期環境基本計画の見直し検討経過について
	3	9	平成22年度第4回環境審議会の開催	第2期環境基本計画の見直し案最終確認
	3	30	第2期鎌倉市環境基本計画改訂	

年	月	日	項目	内容等
平成24	8	24	平成24年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>の見直しについて(諮問)
	11	2	平成24年度第2回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>の見直し(案)について
平成25	1	10	平成24年度第3回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>の見直し(素案)について
	2	7	平成24年度第4回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>の見直し(最終案)について
	2	12	第2期鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版 一部改訂>答申	
	2	15	第2期鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版 一部改訂>についての市民意見募集	～3月17日まで
	4	17	第2期鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版 一部改訂>策定	
平成27	1	27	平成26年度第3回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画の策定について(諮問)
	3	16	平成26年度第4回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画策定検討部会の設置
	4	24	平成27年度第1回環境審議会環境基本計画部会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画施策の体系等について
	5	26	平成27年度第1回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画の策定について(計画の構成、基本方針と目標等)
	7	29	平成27年度第2回環境審議会環境基本計画部会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画について(目標の見直し、関係各課への照会結果等)
	8	18	平成27年度第2回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画の策定について(目標の見直し、関係各課への照会結果等)
	10	22	平成27年度第3回環境審議会環境基本計画部会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画について(現状と課題、鎌倉市環境教育行動計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画等)
	11	2	平成27年度第3回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画の策定について(現状と課題、鎌倉市環境教育行動計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画等)
	12	7	第3期鎌倉市環境基本計画の策定についての市民意見募集	～平成28年1月5日まで
平成28	1	25	平成27年度第4回環境審議会環境基本計画部会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画について(市民意見募集の結果等)
	3	18	平成27年度第4回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画の策定について(答申)
	3	28	第3期鎌倉市環境基本計画の策定	
令和2	8	21	令和2年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画及び第3期鎌倉市環境基本計画の見直しについて(諮問)
令和3	8	17	令和3年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)の改訂方法について
	10	26	令和3年度第2回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画(改訂素案)及び鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)に記載する適応策について
	11	17	令和3年度第3回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画(改訂素案)及び鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)(改訂素案)等について
令和4	2	1	令和3年度第4回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画(改訂素案)及び鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)(改訂素案)等について
	5	9	令和4年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画及び第3期鎌倉市環境基本計画の見直しについて(答申)

鎌倉市環境審議会委員名簿

令和4年（2022年）5月10日現在

役職	氏名	選出区分	所属等
	甲斐 幸次郎	市民	市民
	小林 美香	市民	市民
	嶋村 重彦	事業者	さがみ農業協同組合推薦
	前田 桃子	事業者	鎌倉漁業協同組合推薦
	奈須 菊夫	事業者	鎌倉商工会議所推薦
	小田 拓也	学識経験者	東京工業大学 科学技術創成研究院 ゼロカーボンエネルギー研究所 特任教授
	亀山 康子	学識経験者	東京大学大学院新領域創成科学研究科附属 サステイナブル社会デザインセンター センター長／教授 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 上級主席研究員
会長職務代理	川口 和英	学識経験者	東京都市大学大学院 環境情報学研究科 都市生活学専攻 教授
会長	猿田 勝美	学識経験者	神奈川大学名誉教授

鎌倉市役所エコアクション21実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく行政取組の一つとして鎌倉市役所エコアクション21を推進し、本市の事務事業にともなう環境とのかかわりを把握、地球温暖化対策を含む環境負荷低減を図ること。また環境省が策定したエコアクション21を本市が市内の事業所のひとつとして率先して実施することにより、地球温暖化対策及び循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(実施組織)

第2条 本市は、次に掲げる本市の事務事業部局（以下「各部局」という。）において鎌倉市役所エコアクション21を実施する。

- (1) 鎌倉市事務分掌条例(平成7年12月条例第15号)第1条に規定する部及びこれに相当するもの
- (2) 会計課
- (3) 消防本部
- (4) 議会事務局
- (5) 教育委員会
- (6) 選挙管理委員会事務局
- (7) 監査委員事務局
- (8) 農業委員会事務局

(実施体制)

第3条 本市は、鎌倉市役所エコアクション21の環境マネジメントシステムを構築・運用し、効果的に環境への取組を実施するため、実施体制を次に掲げるものによって構築する。

- (1) 環境管理総括者
- (2) 環境施策推進協議会
- (3) 環境管理責任者
- (4) 実行部門長
- (5) 実行責任者
- (6) 実行推進員
- (7) 環境監査人
- (8) 鎌倉市役所エコアクション21事務局

(環境管理総括者)

第4条 環境管理総括者は、市長とする。

- 2 環境管理総括者は、環境方針及び環境目標の設定、環境マネジメントシステムの評価、見直し、その他鎌倉市役所エコアクション21の実施に関する基本的事項の決定等を行う。

(環境施策推進協議会)

第5条 環境施策推進協議会(鎌倉市環境施策推進協議会規程(平成6年5月庁達第3号)

(以下「協議会規程」という。)第1条に規定する協議会をいう。以下同じ。)は、環境管理総括者を補佐するために、環境方針、環境目標の設定に関する事その他システムに関する重要な事項について協議する。

2 協議会規程第6条の規定によりエコアクション推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

3 検討会は、環境施策推進協議会の下部組織として鎌倉市役所エコアクション21を所管する課の長を議長とし各部等総務担当課長で構成する。

4 環境方針の実現に向けて、調査・検討及び連絡調整を行うことを所管し、所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鎌倉市役所エコアクション21における本市の執行機関等(以下「市機関等」という。)の環境方針及び環境目標に関する事項

(2) 市機関等の環境への取組状況調査に関する事項

(3) 市機関等の環境活動報告に関する事項

(4) 市機関等の環境活動に関する連絡調整に関する事項

(5) 環境監査での指摘事項について、該当部門に対する改善指示、改善結果の確認に関する事項

(環境管理責任者)

第6条 環境管理責任者は、鎌倉市役所エコアクション21を所管する課が所属する部の長をもって充てる。

2 環境管理責任者は、環境方針及びエコアクション21に基づいた鎌倉市役所エコアクション21を確立し、実施し、及び維持するとともに、鎌倉市役所エコアクション21の運用実績を環境管理総括者に報告する。

(実行部門長)

第7条 実行部門長は、第2条第1項で規定する組織の長の職にある者をもって充てる。

2 実行部門長は、環境管理責任者の指示を受け、各部局において鎌倉市役所エコアクション21を実施する。

(実行責任者)

第8条 実行責任者は、各部局に属する課長等とする。

2 実行責任者は、実行部門長の指示を受け、各課等の鎌倉市役所エコアクション21を実施する。

(実行推進員)

第9条 実行推進員は、実行部門長が各課等の単位で選任する。

2 実行推進員は、取組の推進、環境負荷の実態把握を行い、その結果を実行責任者を通して実行部門長に報告する。

(環境監査人)

第10条 環境監査は、市組織に所属しない外部の環境監査人により実施する。

2 環境監査人は、環境省に登録されているエコアクション21審査人の資格を有する者、又はそれと同等の知識、経験を有すると市長が認める者の中から市長が依頼し、その任期は委嘱日から起算して2年間とする。

3 市長は、環境監査人から提出された鎌倉市役所エコアクション21環境監査活動報告書(第1号様式)に基づき、1単位(2時間)を1万円として謝礼金を環境監査人へ支払う。

4 環境監査人は、環境監査結果をとりまとめ、環境管理総括者に通知すること。

(鎌倉市役所エコアクション21事務局)

第11条 鎌倉市役所エコアクション21の構築、取組状況調査の帳票作成、各実行部門のデータのとりまとめ、環境監査の日程調整、環境マネジメント報告書の作成、結果の公表など鎌倉市役所エコアクション21の円滑な運用のために事務局を鎌倉市役所エコアクション21を所管する課に置く。

(環境方針の設定)

第12条 環境管理総括者は、鎌倉市役所エコアクション21を実施するに当たり、次のとおり環境方針を定める。

(1) 基本理念 本市は、市域の事業者のひとりとして、鎌倉市環境基本条例(平成6年12月条例第10号)第3条に掲げる次の基本理念に従って行動する。

ア 環境保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行う。

イ 環境保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行う。

ウ 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進する。

(2) 基本方針 本市は、基本理念に従った行動を実現するために、本市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取組を行う。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図る。特に次のことに重点的に取り組む。

ア 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努める。

イ 市が率先して、グリーン購入を推進する。

ウ 循環型社会形成のために、市域における廃棄物の資源化や適正処理を図り、減量に努める。

エ 市の公共事業の実施に当たっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努める。

オ 市の事務事業の実施に当たり、環境関連法令を遵守する。

カ 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図る。

キ 市の環境に関する目標の達成を目指して、施策を推進する。

(環境目標の設定)

第13条 環境管理総括者は、次に掲げる項目について環境目標を設定する。

- (1) 市職員等が取り組む市役所における環境負荷の低減
- (2) 一般廃棄物処理事業と下水道事業に伴う環境負荷の低減
- (3) 市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量の削減

(環境行動計画の策定)

第14条 環境管理総括者は、環境目標を達成するため、次に掲げる取組を行う環境行動計画を策定する。

- (1) 自ら環境負荷を低減させる取組
 - ア 省エネルギー
 - イ 省資源
 - ウ 節水、水の有効利用
 - エ 温室効果ガスの排出抑制
 - オ 化学物質対策
 - カ 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
 - キ 交通に伴う環境負荷の低減
 - ク グリーン購入の推進
- (2) 地域の環境保全、創造に向けた取組
 - ア 地球環境の保全
 - イ 人の健康の保護と生活環境の保全
 - ウ 歴史的文化的環境の確保
 - エ 良好な都市環境の創造
 - オ 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保
 - カ 循環型社会の構築
 - キ 環境教育の推進

(各部局における鎌倉市役所エコアクション21の実施)

第15条 実行部門長は、各部局において、環境管理総括者が定めた環境方針、環境目標及び環境活動計画を踏まえて、各部局の各課等において、それぞれ環境目標を定めて環境負荷の低減に向けた取組を実施する。

(環境関連法規等の把握)

第16条 実行責任者は、各課等の事務事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し、把握する。

(環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価)

第17条 実行責任者は、当該課等が前年度に実施した鎌倉市役所エコアクション21の取組状況について実行推進員に指示して取りまとめ、毎年度当初に、実行部門長に報告する。

2 実行部門長は、前項の報告を受け、各部局における鎌倉市役所エコアクション21の取組状況としてとりまとめ、環境管理責任者に提出する。

(環境監査)

第18条 環境管理責任者は、前条第2項の規定により実行部門長から前年度の当該各部局における鎌倉市役所エコアクション21の取組状況の提出を受け、これらを整理して環境監査の日程を定める。

2 環境監査は、第10条で規定する環境監査人により実施する。

3 環境監査は次に掲げる事項について行う。

- (1) 環境マネジメントシステムの運営状況
- (2) 法令及びその他の要求事項の遵守状況
- (3) 環境目標の達成状況
- (4) 前回の環境監査において、指摘事項及び観察事項とされた項目の改善状況
- (5) その他環境監査人が必要と認めた事項

(環境方針等の見直し)

第19条 環境管理総括者は、環境監査を実施した後、必要があると認めたときは、環境施策推進協議会の協議を経て、環境方針を見直す。

2 環境管理責任者は、前項の規定により環境方針の見直しが行われたときは、実行部門長に各部局に係る環境目標の見直しを指示する。

(環境マネジメント報告書)

第20条 環境管理総括者は、毎年度、前年度の鎌倉市役所エコアクション21の実績や将来にわたる環境目標を記載した環境マネジメント報告書を作成し、公表する。

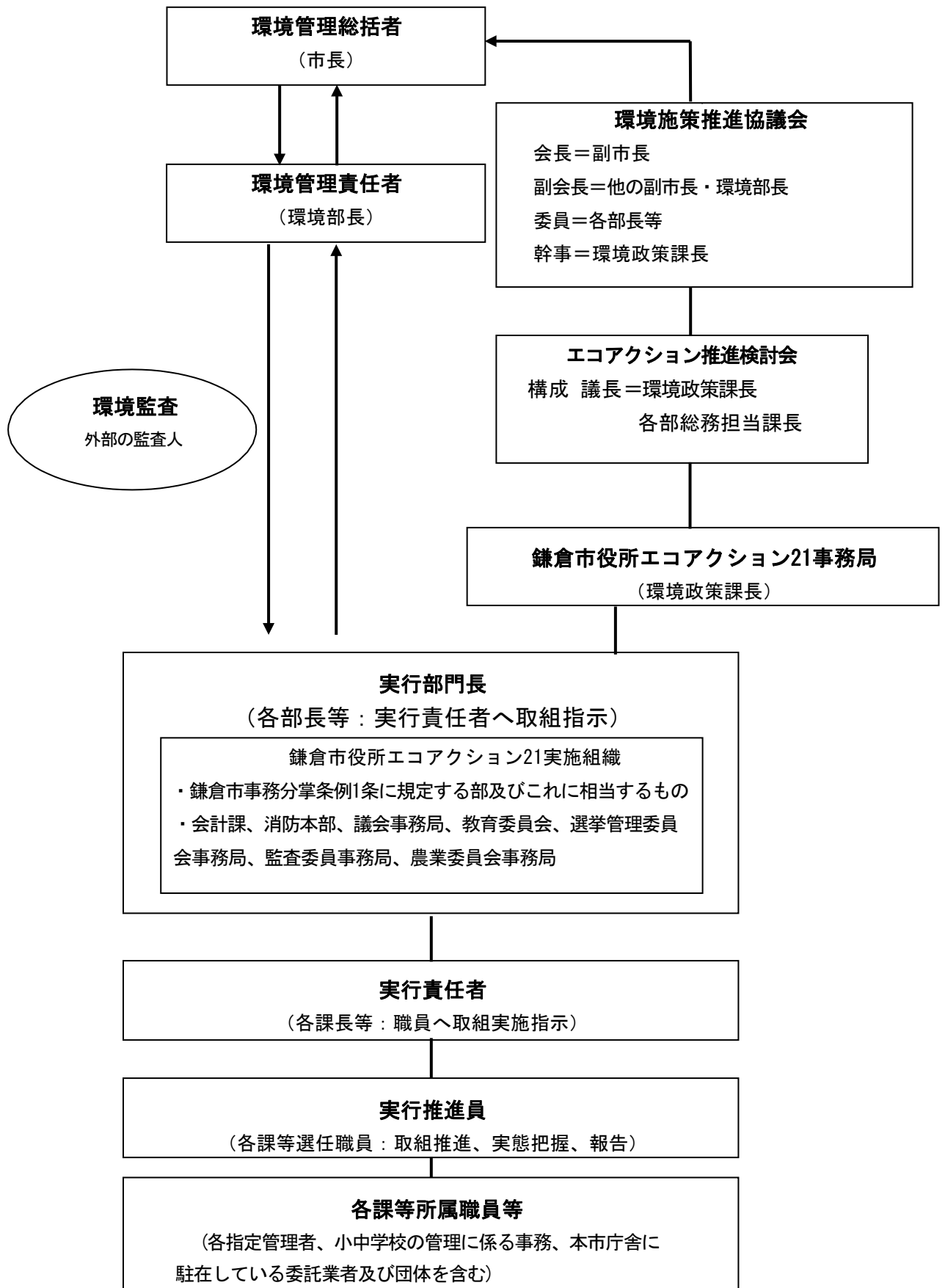
(その他の事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか鎌倉市役所エコアクション21の実施に関し必要な事項は、環境管理総括者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

鎌倉市役所エコアクション21実施体制



用語解説

あ行	
アイドリングストップ	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制に効果がある。
アスベスト（石綿）	天然に存在する繊維状の鉱物。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、昭和 50 年に原則禁止された。
アダプト・プログラム	市民等のボランティア団体が市や県と覚書を締結し、道路等の公共空間の美化清掃活動を行い、その活動に対して市や県が清掃用具の支給、貸与等実施団体への支援を行っていくシステム。
生き物観察広場	主に子どもたちが身近な場所で自然と親しみ、豊かな感性をはぐくめる場所。学校で作り、小さなビオトープとして整備した池や、学校の近くの裏山など、さまざまな形態が考えられる。市独自のネーミング。
ウォームビズ	適度な暖房で、気候に合わせて快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイル
エコアクション 21	エコアクション 21 は、環境省が策定した環境マネジメントシステム。中小事業者の環境への取組を促進するため、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境マネジメントシステムの取組をガイドラインとして定めている。
エコオフィス	省エネ対策の実施や再エネ・蓄エネ設備の導入、BEMS によるエネルギーの「見える化」など、環境や省エネに配慮した事業所のこと。
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
オープンスペース	一般的には、建物によって覆われていない土地の総称。都市計画基礎調査では山林・農地等の自然的土地利用を除いた、都市公園・広場等の公共空地を示す言葉として用いられている。
オゾン層	地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン (O ₃) が豊富な層のこと。近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測されている。これに伴い、地表への紫外線照射量が増えつつあり、皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念されており、オゾン層保護が取り組まれている。

温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF ₆)、三ふっ化窒素 (NF ₃) の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。
海洋酸性化	大気中の二酸化炭素濃度が増加すると海洋中に溶け込む二酸化炭素の量も増加して海が酸性化すること。
確保緑地の適正整備事業	特別緑地保全区域及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象にした、適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などの取り組み。事業は平成 21 年度から一体的な緑の質の充実を目指して実施している。
家電リサイクル法	→特定家庭用機器再商品化法
かながわエコ 10 トライ	神奈川県において、県民・企業・行政が地球環境について主体的に考え解決するための行動メニューを取りまとめたもの。神奈川県におけるローカルアジェンダ。
かながわプラごみゼロ宣言	平成 30 年、SDGs 未来都市である神奈川県は、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題から、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取組を神奈川から広げていくことで、SDGs 達成に向け、2030 年までのできるだけ早期に捨てられるプラごみゼロを目指すことを宣言したもの。
鎌倉市食品ロス削減協力店	鎌倉市の食品ロス削減の取り組みの一環として、市内で食品ロス削減に取り組んでいるお店を「食品ロス削減協力店」として登録する制度。
鎌倉市役所エコアクション 21	「かまくらエコアクション 21」に基づき、鎌倉市が市内の事業所の一つとして事務事業に伴う環境負荷を低減するための取組。
鎌倉フリー環境手形	鎌倉地域まで自動車で来た観光客等を公共交通機関に転換させるのがパーク&ライドであるのに対し、出発地（自宅など）から公共交通機関に転換させることを目的とした、鎌倉地域内の一定の鉄道とバス路線が乗り降り自由になるフリー切符。
環境共生都市	環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創設を図った都市環境を有する都市。
環境負荷	人が環境に与える負担のこと。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められている。
環境マネジメント	事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。
気候変動枠組条約	地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防ぐための国際的な枠組みを定めた条約。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1994 年に発効した。締約国数は、2017 年時点で 197 カ国・機関。

共同購入制度	購入希望者を募り、一括して発注することにより、スケールメリットを活かした価格低減を促す制度。
京都議定書	1997年12月京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された議定書。日本は2012年に批准。先進締約国に対し、第一約束期間（2008年～2012年）における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、ロシア0%、EU8%など）削減することを義務付けている。また、日本は第二約束期間（2013年～2020年）における削減目標を掲げていない。
近郊緑地保全区域、同特別保全地区	「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定し、鎌倉市の良好な都市環境の形成に重要な役割を果たすとともに、首都圏の緑地系統を構成する丘陵の緑地を広域的な観点から保全するもの。
クールビズ	夏の暑い日でも、軽装などによって適正な適温で快適に過ごすライフスタイル
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	→グリーン購入
グリーン・イノベーション	低炭素社会の実現を目指す技術的試み。低酸素産業を中心とした社会の在り方を変革し、発展・成長を遂げる戦略。
クリーンアップかまくら	鎌倉の海を守る会と市が、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向けて、春秋の年2回に行う一斉清掃。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。
グリーン購入	グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指す。平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が制定。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとし、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めることを求めている。
景観行政団体	景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。都道府県・政令市・中核市になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば、その区域の景観行政団体になることができる。鎌倉市は景観行政団体。
景観計画	景観法に基づいて景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。
公園愛護会、街路樹愛護会	身近な公園や街路樹付近の清掃・除草を定期的に行い、愛護活動を行う町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会等の団体。市が報償金を交付。
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）	わが国固有の文化的資産として後世に継承させるべき歴史的風土を保存することを目的に制定された法律。歴史的風土を保存するために必要な区域を歴史的風土保存区域に指定し、歴史的風土保存計画を策定することになっている。歴史的風土保存区域内においては、建築物の建築等の行為について府県知事に届出が必要とされている。また、歴史的風土保存区域のうち、特に重要な部分を構成している地区を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定めることができ、特別保存地区内においては、建築物の新築等の行為については府県知事の許可を受けなければ、してはならないとされている。現在、鎌倉市を含む10市町村が古都に指定されている。

さ行	
再使用（リユース）	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーで、これらは「再生可能エネルギー」といわれている。再生可能エネルギーの定義は法規などにより異なっているが「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
再生可能エネルギー電気	電気を作る際に温室効果ガスをほとんど排出しない再生可能エネルギーを利用した電気。
再生利用（リサイクル）	廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。
酸性雨	自動車、工場、発電所、ビルのボイラーなどで石油や石炭を燃やすとき、二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染ガスが大気に放出され、これが大気中で硫酸や硝酸に変わり、瞞水に取り込まれると酸性瞞となる。酸性瞞は pH5.6 以下と定義づけられている。酸性瞞により、樹木への被害や湖の生態系に影響があるという報告がある。
シックハウス症候群	家を新築やリフォームした時などに、建材や内装材から放散されるホルムアルデヒドなどの化学物質により、居住者に皮膚・粘膜刺激症状などの健康障害がでることを一般にシックハウス症候群と呼ぶ。ホルムアルデヒドなどについて「建築基準法」の規制が設けられたほか、室内空気中化学物質濃度の指針値も設定されている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。
循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成 12 年（2000 年）制定された。(1) 循環型社会の定義 (2) 循環資源の再使用やリサイクル推進、(3) 「排出者責任」と「拡大生産者責任」、(4) 廃棄物処理やリサイクル推進における優先順位を発生抑制（ごみを出さない）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分と定めている。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。平成12年制定。
食品ロス	食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。
親水性	ここでは、河川などにおいて、水辺に簡単に近づけたり水に触れられたりするなど、水に親しむことができること。
スマートエネルギー都市	将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくために、「原子力に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という3つの原則によりエネルギー政策のまちづくり。
生物多様性	生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全是、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤としても重要である。人間活動が大きくなるとともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。国際的には「生物多様性条約」に基づく取組みが進められ、日本では「生物多様性国家戦略2012～2020」が閣議決定されている。
生物多様性国家戦略	生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。わが国は、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、2020年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始した。
世界遺産	「世界遺産条約」(正式名称:世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)が昭和47年に採択され、保護を図るべき「世界遺産」をリストアップし、締約国の拠出金によってつくられた世界遺産基金によって、保護対策の支援をすることとしている。
節水型機器	必要以上の水消費を抑制する機器で、節水型トイレや手元一時止水機能付シャワーヘッド等がある。
ゼロ・ウェイスト社会	廃棄物対策に地球環境への負荷を少なくする視点から取り組み、ごみの焼却や埋め立て処理を限りなくゼロに近づけることを目標とする社会を示す。
ゼロカーボンアクション	衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを整理したもの。
た行	
ダイオキシン類<化学物質>	低温で、有機塩素を含むプラスチックなどを不完全燃焼すると発生しやすい発がん性物質。「ダイオキシン類対策特別措置法」(1999)では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義。
脱炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする社会。
地域脱炭素ロードマップ	2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言を受けて設置された「国・地方脱炭素実現会議」において、2021年6月に、地域における「暮らし」「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた工程と具体策を示したもの。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)	地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。
緑地保全基金	緑地の保全を図る財源を確保するため、市が予算の範囲内で積立て等をし、緑地の買入れや緑地保全契約奨励金等の財源としている基金。また市民からの寄付も寄せられている。
デシベル (dB)	音の物理的な量を表す音圧レベルの単位。
透水性舗装	雨水を多孔質な表層から路盤、路床に浸透させる舗装。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果があるが、路盤の強度の維持等に課題がある。
特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律 (外来生物法)	外来生物(移入種)による生態系等への影響を防止するための法律。平成17年施行。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として規定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)	有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としている。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	一般家庭や事業所から排出されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の特定家電から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を原料するとともに資源の有効利用を推進するための法律。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定し、都市における良好な自然環境となる緑地において建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市公園	都市公園法に規定されている公園または緑地で地方公共団体が都市計画施設として設置するもの。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。
土壌汚染対策法	土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする法律。土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示される。指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者などに汚染の除去等の措置が命令されるなど定められている。

トラスト運動 (ナショナルトラスト)	価値ある自然環境や歴史的建造物を、広く募金で取得することにより保存し、公開しつつ次代に引き継いでいくことを目指した環境保護活動。多くの市民から寄せられる資金によって土地、建物を取得して管理を行うことが基本。古都保存法制定の契機となった鎌倉の市民運動は、わが国初のナショナルトラスト運動である。
な行	
ナラ枯れ	ナラ類、シイ・カシ類の樹木を枯らす病原菌「ナラ菌」と、この病原菌を媒介にするカシノナガキイムシによる樹木の伝染病。遠目からは茶褐色に枯れた葉が目立ち、根元には木くずが出て積もっていることが特徴。ナラ菌に感染した樹木は、水分などを吸い上げる機能を失い、枯死に至る。
は行	
パークアンドライド	中心市街地の道路混雑などに対処するため、市街地周辺の駐車場に自動車を駐車し、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。
バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のこと。
バイオマスプラスチック	微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオプラスチック」の総称。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。昭和 45 年に、従来の清掃法を全面的に改めて制定。
発生抑制 (リデュース)	廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先される。リデュースのため、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められ、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が求められる。
パリ協定	平成 27 年 (2015 年) 11 月～12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された気候変動に関する国際条約のこと。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え (2℃目標)、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと (1.5℃目標) などを定めている。
ヒートアイランド	ヒートアイランド現象とは、人間の活動が原因で郊外よりも都市部の気温が上昇する現象。原因には主に、土地利用の影響、建築物の影響、人口の排熱の影響などがあげられている。
ビオトープ	本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間。川や池や沼、生け垣や境界木、耕地内の立ち木や岩など、ある種の植物や動物が安定して棲息している最小単位の空間の呼び名として用いる。
ヒューマン・スケール	程良い人間的な尺度。人間の感覚や行動に適合した、適切な空間の規模やものの大きさのこと。
風致地区制度	都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持することを目的とした制度。建築物の新築等の行為をしようとする場合は、その高さ、建ぺい率、壁面後退距離の制限があり、敷地内の緑化誘導を行っている。

フードドライブ	家庭で余っている食品をイベントなどで持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク（安全上問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア団体）などに提供する活動のこと。
不用品登録制度	「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和 54 年から始めた制度。家庭で不用になって譲りたい品物、又は譲って欲しい品物の情報を登録し、市庁舎の掲示板や、インターネット「リユースネット」において、不用品の再利用を図っている。
フロン<化学物質>	フロンやフロンの仲間のガスには、オゾン層の破壊するもの、地球温暖化の原因となるもの、その両方の特性を併せ持つものなど、様々な種類が存在する。これらのガスは、冷房や冷蔵庫の冷媒、半導体の製造過程、スプレー缶など様々な用途で使用されている。
文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。
分散型エネルギーシステム	地域において多様な分散型電源（太陽光等の再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池等）などを積極的に導入するとともに、情報通信技術等を活用したエネルギー・マネジメントシステムを通じて、エネルギー需給を総合的に管理するシステム。
分散型電源	電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光などの再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池などがある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを周遊型電源と呼ぶ。
保存樹木・樹林	「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」に基づき、樹木・樹林・生け垣を保存樹木等として指定するものである。所有者等には保全の支援のために奨励金を交付している。
ま行	
マイエコ 10 宣言	神奈川県が「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10（てん）トライ」で目指す「持続可能な社会の実現」を実現するため、一人ひとりの取組の環（わ）を広げていくことを目的として、かながわエコ 10 トライの行動宣言の項目から取り組めそうなことを宣言する取組。個人向けと団体向けがある。
マイクロプラスチック	プラスチックゴミのうち、大きさが 5mm 以下のサイズのものを示す。最近の数十年間における世界のプラスチック消費量の増加に伴って、マイクロプラスチックが全世界の海洋に流出しており、海鳥を含む海洋生物の誤飲等による障害や、プラスチック添加剤として含まれていた化学物質や環境中で吸着した化学物質による影響が懸念されている。
まち美化推進重点区域	「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例」で定めている、特にごみの散乱を防止する必要がある区域で、まちの美化対策を重点的に実施してく地域。人通りが多く、ごみの散乱する可能性が高い市の中心部や、現在実施されている美化活動が他の区域に波及し、広がっていくことが期待される区域。

まち美化統一クリーンデー	市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っている。
水循環基本法	水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために、健全な水循環の維持、回復などを目的として制定された法律。これに基づき、令和2年、水循環基本計画が策定された。
ら行	
リスクコミュニケーション (環境リスク)	化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO 等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。
リユース食器	主にイベントで使用されるもので、使い捨てではなく洗うことにより繰り返し何度も利用可能な食器のこと。
緑地協定	「都市緑地法」に基づき、良好な市街地環境の形成を目的として、土地の所有者、借地権者又は開発事業者等が緑地協定を定め市町村長が認可するものである。
緑地保全契約	市街化区域にある緑地を保全するため、土地所有者等と市が緑地保全契約(原則10年間)を締結し、市から保全の支援のために奨励金を交付している。
歴史的風土保存区域、同特別保存地区	→古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
ロードプライシング	道路が非常に混雑している地域において、課金によって自動車交通量をコントロールし、道路をスムーズに走行できるようにする方策。1975年に世界に先駆けてシンガポールで運用を開始し、その後、ノルウェー、ロンドンなどで運用を開始しており、交通量の抑制効果が報告されている。
英数字	
B C P (事業継続計画)	自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。ルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池等)などを積極的に導入するとともに、情報通信技術等を活用したエネルギー・マネジメントシステムを通じて、エネルギー需給を総合的に管理するシステム。
B E M S	「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システム。 設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立つ。
B O D	「Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)」の略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で、値が大きいほど水質汚濁は著しいことを表す。
C O D	「Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)」の略であり。水の汚れを示す指標。高いほど汚れが大きい。

COOL CHOICE (クールチョイス)	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組
ESCO(エスコ)事業	工場やオフィス等の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。
HEMS	「Home Energy Management System」の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのこと。 BEMSと同様に家庭の省エネ化に役立つシステム。
PCB (ポリ塩化ビフェニル) <化学物質>	PCBは熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体などに用いられた。しかし、PCBは難分解性で、生体に蓄積するものであり、皮膚障害、肝機能障害などの毒性があることが分かっている。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止され、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められている。
PPA	「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備への設置、管理を行う会社(PPA事業者)が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。
PRTR制度	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度のこと。平成13年4月から実地されている。
SDGs未来都市	SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されているものです。
ZEB	「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物
ZEH	「Net Zero Energy House」の略称で、住宅の断熱性能の向上、設備の省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調(暖房・冷房)、急騰、喚起及び照明設備に係る一次エネルギー消費量が正味ゼロとなる住宅のこと。
3R(スリーアール)	リデュース(Reduce):発生抑制、リユース(Reuse):再使用、リサイクル(Recycle):再生利用の3つの頭文字をとったもので、循環型社会の基本的な取組み。
3010(さんまるいちまる)運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減する取組。

第3期鎌倉市環境基本計画

策定 平成28年(2016年)3月

改訂 令和4年(2022年)5月

発行 鎌倉市環境部環境政策課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL : 0467-61-3421 FAX : 0467-23-8700

メール : kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp